太平洋広域漁業調整委員会指示第五十四号

漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の一部を次のように改正する。

令和八年二月十七日

太平洋広域漁業調整委員会　会長　北門　利英

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 (一)　四月及び五月 (二)　六月及び七月 (三)　八月及び九月 (四)　十月及び十一月 (五)　十二月及び一月 (六)　二月及び三月 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）	一　定義 （略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 （略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1　遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 2　（略） 3　（略） 四　報告 （略） 五　指示の有効期間 （略） 六　その他 （略）

附　則

1　この指示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この指示の施行の日前に漁業法第百二十条第四項において読み替えて準用する同法第百二十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和八年二月二十六日

日本海・九州西広域漁業調整委員会　会長　田中　栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業

(3)　「浮縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法

(4)　「底縄」　とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2　操業の承認

規制海域において、令和八年五月一日から令和九年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八　隻
福岡県	八十六　隻
佐賀県	二十二　隻
長崎県	九十五　隻
熊本県	一　隻
広島県	九　隻